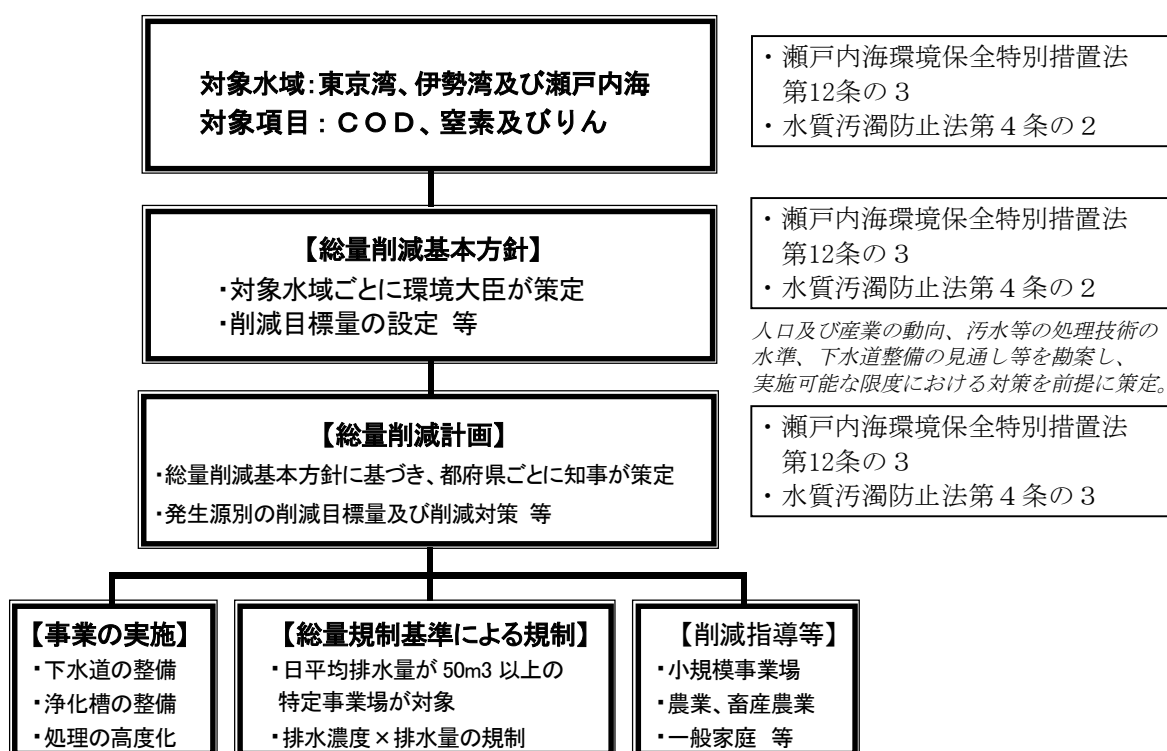


I 第8次水質総量規制に係る総量削減計画(案)及び総量規制基準(案)の概要

1 水質総量規制制度の概要

水質総量規制は、工場・事業場の排水基準（濃度基準）のみによっては水質環境基準の確保が困難である人口、産業が集中し汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、昭和53年に瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の一部改正により導入されました。

兵庫県では、瀬戸内海の水質の改善を図るために、昭和55年4月から7次にわたる総量削減計画を策定し、目標達成のため下水道の整備、総量規制基準の設定等の諸施策を実施し、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんの水質汚濁負荷量の削減に取り組んできました。



水質総量規制の経緯と第8次水質総量規制実施の見込み

	基本方針策定	目標年度	総量規制適用日※	対象項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	昭和55年7月1日	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	昭和62年7月1日	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	平成3年7月1日	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	平成8年9月1日	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	平成14年10月1日	COD、窒素、りん
第6次	平成18年11月	平成21年度	平成19年9月1日	COD、窒素、りん
第7次	平成23年6月	平成26年度	平成24年5月1日	COD、窒素、りん
第8次	平成28年9月	平成31年度	平成29年9月1日	COD、窒素、りん

※ 既設事業場には基準適用猶予期間が設けられる。(平成31年4月1日：全事業場に適用)

※ 総量規制基準値は、実施可能な範囲において設定される。

2 「総量削減計画」及び「総量規制基準」の策定

- 瀬戸内海の水質は全般的に改善傾向が見られ、窒素及びりんについては全ての水域において環境基準を達成（平成24年度以降）しているものの、一部の水域では、なおCODの環境基準が未達成の状況にあります。
- 環境基準の達成状況等を踏まえつつ、生物の多様性及び生産性が確保されていること等、瀬戸内海が有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された「豊かで美しい里海」とすることを旨として、窒素及びりん等の栄養塩の適切な循環の確保に向けた水質の保全及び管理の取組を進める必要があります。
- また、窒素及びりんの濃度が環境基準値を大幅に下回っていることに留意しなければなりません。

これらのことを踏まえ、県は環境大臣から「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」の通知を受けて、平成31年度を目標年度とする、第8次水質総量規制に係る「総量削減計画」及び「総量規制基準」を策定します。

第8次総量削減計画（案）・総量規制基準（案）の概要

1 第8次総量削減計画（案）

大阪湾においては、環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁を解消することを目途として、また、大阪湾を除く瀬戸内海においては現在の水質から悪化させないことを目途として、必要な施策を推進する。

(1) 目標年度

平成31年度

(2) 兵庫県の目標（目標年度における発生負荷量）

（単位：トン／日）

	平成31年度目標量	（参考）平成26年度目標量及び実績
COD	42	50（43）
窒素	52	52（48）
りん	2.8	2.8（2.3）

※（ ）内は、平成26年度実績

(3) 目標の達成のための方途

- ① 生活系排水対策：下水道等の生活排水処理設備の整備、放流水質の適切な管理等
- ② 産業系排水対策：工場・事業場における総量規制基準の遵守徹底等
- ③ その他の対策：施肥量の適正化、家畜ふん尿の汚水処理施設等の適正管理の徹底等

(4) 「豊かで美しい里海」の再生に必要な事項

環境基準の達成状況や生物の生息環境等の海域の状況に応じ、「豊かで美しい里海」の再生に向け、藻場・干潟の保全、再生及び創出や底質環境の回復等、多様な主体が参画する播磨灘等環境保全協議会等の意見を聴きながら以下の各種施策を総合的に推進し、その効果や影響について適切にモニタリングしつつ様々な角度から評価し、順応的に改善を図っていく。

- 河川、海浜、干潟、浅場及び藻場の保全、再生及び創出
- 養殖等の取組の推進
- 水質浄化事業の推進
- 栄養塩の適切な管理の推進（排出水の栄養塩濃度管理、ため池からの放水等、二枚貝の放流） 等

2 総量規制基準（案）

国が示したC値の範囲内で、県がC値を設定することとなっており、第8次総量削減計画の目標及び海域の水質の状況、事業場の実績値や排水処理技術レベル等を勘案し、以下のとおりとする。

$\text{総量規制基準(L)} = \text{知事が定める値(C)} \times \text{特定排出水量(Q)} \times 10^{-3}$		
[kg/日]	[mg/L]	[m ³ /日]

(1) 大阪湾

- CODについて、国の改正があった業種区分について、現行のC値が国の示したC値の下限值にあるものは、C値は変更なし（現行どおり）とする。
- 現行のC値が国の示したC値の下限值を超えるもの（2業種のみ）は、県内に該当業種がなく、時期区分も考慮すると、今後も該当事業場が存在しないと見込まれるため、C値は変更なし（現行どおり）とする。
- 窒素及びりんについて、国はC値の範囲を変更していないため、C値は変更なし（現行どおり）とする。

(2) 大阪湾を除く瀬戸内海

- 国はC値の範囲を変更していないため、C値は変更なし（現行どおり）とする。

4 提出いただいたご意見・ご提案の取扱いについて

県民の皆さんからお寄せいただいたご意見・ご提案については、第8次水質総量規制に係る「総量削減計画」及び「総量規制基準」策定の参考とさせていただきます。

また、ご提出いただいたご意見・ご提案の概要と、これに対する県の考え方につきましては、後日、最終決定した計画等とともに公表させていただきます。